

電子情報処理組織の使用登録に関する要綱

船橋市生涯学習施設予約管理システムを使用して、体育施設の予約等を行う者の登録については、船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則（平成 6 年教育委員会規則第 6 号）に規定する、船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付をもって代える。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。